

議案第 72 号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 17 年伊賀市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「のいずれも」を削る。

第 5 条第 3 号中「前項」を「前号」に改める。

第 6 条第 2 項中「長期休業期間中」を「学校休業期間中」に改める。

第 7 条中「への」を「の」に改める。

第 8 条中「児童クラブへの利用を承認しない」を「前条に規定する承認をしない」に改め、同条第 2 号中「利用している児童の数が、規則」を「規則」に、「定員に達している」を「利用定員を超える」に改め、同条第 3 号中「その他児童クラブ」を「前 2 号に掲げる場合のほか、児童クラブ」に、「及び」を「又は」に改める。

第 9 条第 1 項中「を利用する」を「の利用の承認をした」に、「利用者」を「利用児童」に、「かかり」を「感染し」に改め、「又は」の次に「児童クラブの」を加え、同条第 2 項中「児童」を「利用児童」に改め、「のいずれか」を削り、「又は」の次に「児童クラブの」を加え、「利用」を「当該利用児童に係る児童クラブの利用」に改める。

第 10 条中「利用する児童」を「利用児童」に改める。

第 11 条中「特に必要」を「特別の理由」に、「認めた場合」を「認めるとき」に改め、「利用する児童の保護者に対し」を削り、「前条の利用料金を免除し」を「利用料金を減額し」に、「一部を減額する」を「免除する」に改める。

第13条の見出しを「(利用料金の返還)」に改め、同条中「既に納入された」を「既納の」に、「還付し」を「返還し」に改め、同条ただし書中「帰さない」を「帰することができない」に、「を利用できなかった場合は、利用料金の」を「の利用を中止した場合であって、市長が利用料金を返還することを相当と認めるときは、その」に、「還付する」を「返還する」に改める。

第14条第3号中「その他児童クラブ」を「前2号に掲げるもののほか、児童クラブ」に、「認めた」を「認める」に改める。

別表1 島ヶ原放課後児童クラブの項中「4696 番地9」を「514 番地2」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。